

(参考)

課 税 総 所 得 金 額 等 積 算 書

学校名		学年・組・番	年組番
生徒氏名		保護者等①氏名	
		保護者等②氏名	

※黄色セルに課税証明書等や源泉徴収票記載の金額を入力してください。それ以外は自動反映されます。

		保護者等 1	保護者等 2	合算
1. 令和 7 年中の総所得金額	①			
2-(1) 令和 7 年中の課税総所得金額 ※課税証明書に「課税総所得」の記載がない場合、「総所得－所得控除計」(計算結果の千円未満切捨)を記入。	②			
2-(2) 令和 7 年中の扶養親族の数 ※年齢は令和 7 年12月31日現在	0 歳以上16歳未満			0 人
	16歳以上19歳未満			0 人
3. 令和 8 年中の収入見込額	③			0 円
4-(1) 給与所得控除額 (給与所得者の場合)	④-a			
収入見込金額	給与所得控除額		収入見込み金額	給与所得控除額
220万円以下	740,000円		660万円超 850万円以下	③の金額×10%+1,100,000円
220万円超 360万円以下	③の金額×30%+80,000円		850万円超	1,950,000円
360万円超 660万円以下	③の金額×20%+440,000円			
4-(2) 必要経費 (自営業等の場合)	④-b			
5. 令和 8 年総所得金額見込 (③ - ④-a又は④-b)	⑤			
6. 所得控除額計 (裏面に内訳を記入してください)	⑥			
7-(1) 推計課税総所得金額 (⑤ - ⑥ = ⑦)	⑦			
※ 上記計算の結果1,000円未満の端数は切り捨てる。また、マイナスとなったときは、0円とする。				
7-(2) 令和 8 年中の扶養親族の数 ※年齢は令和 8 年12月31日現在	0 歳以上16歳未満			0 人
	16歳以上19歳未満			0 人

①、②は令和8年度の課税証明書等から転記してください。

次のいずれも満たす場合は、授業料減免補助金の対象となります。
※全て項目について、保護者1及び保護者2の合算額により判定する。

- (A) : ⑤が①の2分の1以下であること。
(B) : ②が98万円に次の金額を加えた額を超えており、
(C) : ⑦が98万円に次の金額を加えた額以下であること。
0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり33万円
16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円

(A)	
(B)	
(C)	
結果	

【保護者 1】所得控除額（内訳）

※令和 8 年度の課税証明書等から転記してください。

種類	人数	所得控除額（住民税）
社会保険料控除		円
小規模企業共済等掛金控除		円
生命保険料控除（※別紙に支払保険料を記載）		円
地震保険料控除（※別紙に支払保険料を記載）		円
医療費控除		円
雑損控除		円
勤労学生控除（該当の場合27万円）		円
ひとり親控除（該当の場合35万円）		円
寡婦控除（該当の場合27万円）		円
配偶者控除/配偶者特別控除		円
障害者控除		
●その他障害者（人数×27万円）	人	円
●特別障害者控除（人数×40万円）	人	円
●同居特別障害者控除（人数×75万円）	人	円
扶養控除 ※扶養親族の年齢は令和 8 年12月31日現在 ※生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が58万円以下の場合に適用		
●一般（16歳以上19歳未満） （人数×38万円）	人	円
●特定（19歳以上23歳未満） （人数×63万円）	人	円
●一般（23歳以上70歳未満） （人数×38万円）	人	円
●老人（70歳以上のうち、次の「同居 老親等」以外の者）（人数×48万円）	人	円
●同居老親等（70歳以上のうち、父母等 で同居している者）（人数×58万円）	人	円
基礎控除		430,000 円
所得控除額合計		430,000 円

【保護者2】所得控除額（内訳）

※令和8年度の課税証明書等から転記してください。

種類	人数	所得控除額（住民税）
社会保険料控除		円
小規模企業共済等掛金控除		円
生命保険料控除（※別紙に支払保険料を記載）		円
地震保険料控除（※別紙に支払保険料を記載）		円
医療費控除		円
雑損控除		円
勤労学生控除（該当の場合27万円）		円
ひとり親控除（該当の場合35万円）		円
寡婦控除（該当の場合27万円）		円
配偶者控除/配偶者特別控除		円
障害者控除		
●その他障害者（人数×27万円）	人	円
●特別障害者控除（人数×40万円）	人	円
●同居特別障害者控除（人数×75万円）	人	円
扶養控除 ※扶養親族の年齢は令和8年12月31日現在 ※生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が58万円以下の場合に適用		
●一般（16歳以上19歳未満） （人数×38万円）	人	円
●特定（19歳以上23歳未満） （人数×63万円）	人	円
●一般（23歳以上70歳未満） （人数×38万円）	人	円
●老人（70歳以上のうち、次の「同居 老親等」以外の者）（人数×48万円）	人	円
●同居老親等（70歳以上のうち、父母等 で同居している者）（人数×58万円）	人	円
基礎控除		430,000 円
所得控除額合計		430,000 円